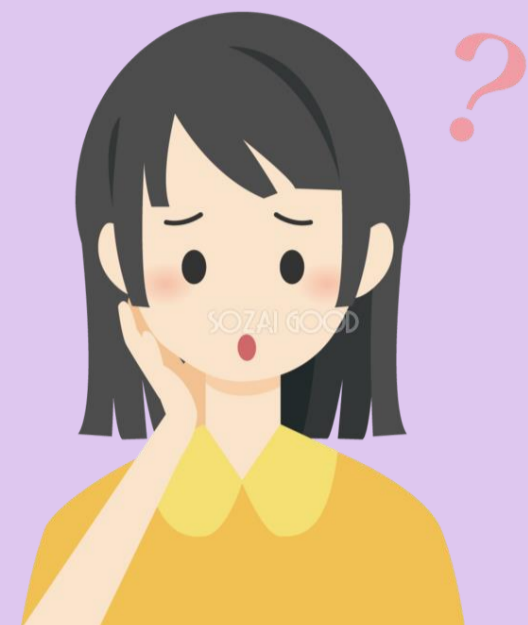


当センターに寄せられた相談事例や、注意してほしいトラブルなどについて、市民の皆さんにお伝えします。不審に思われたら、まずご相談ください。

「定期購入」と分からなかった!?

サプリメントはおまけのはずなのに・・・



相談事例

眼鏡型ルーペを紹介する新聞広告を見て販売業者に電話で注文した。

その際、「目にいいサプリメントが新発売されたので、一緒にいかがですか」と勧められ、一緒に注文することにした。その後眼鏡型ルーペとサプリメントが届いた。ところが、二ヶ月後に同じサプリメントが再度届いた。サプリメントと一緒に請求書と書面が入っており、「二ヶ月ごとに、二ヶ月分をお届けする定期購入であること」

「1年契約であること」「途中解約はできないこと」が書かれていた。注文時に販売業者から定期購入や1年間の条件などは一切説明されていない。払いたくない・・・。



ひとことアドバイス

法律では、「業者からの電話またはビラ・パンフレットなどを見た消費者に電話をかけさせる方法で、その電話の中で売買契約を締結した場合は、クーリング・オフ（無条件契約解除）できる」という規定がありますが、「ビラ・パンフレットなど」には「新聞広告、テレビ・ラジオショッピング」は含まれないと考えられるため、クーリングオフをすることができません。そのため、現行法令上、相談事例のようなトラブルに陥った場合、解決に向けての道筋が困難となり、業者と交渉して中途解約をお願いしていくという、業者の譲歩に頼る方法しか図れないのが現状です。

- 契約内容をしっかりと聞き、確認したうえで注文するようにしましょう。
- 電話の中で希望していない別の商品の勧誘を受けた際は、はっきりと断りましょう。

塩尻市消費生活センター

☎0263-52-0280（代）内線1129

相談日時：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15

または

消費者ホットライン

局番なし

イ ヤ ヤ
1 8 8

土・日・祝日も
相談できます